

修正案の提出について

議員提出第6号議案 足立区拉致問題等啓発推進条例

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、会議規則第68条の規定により提出する。

令和3年6月29日

提出者

総務委員会委員 はたの 昭彦

総務委員会委員長 渡辺 ひであき 様

議員提出第6号議案 足立区拉致問題等啓発推進条例に対する修正案

足立区拉致問題等啓発推進条例を次のように修正する。

第1条の規定を次のとおり改める。

第1条中「この条例は、」の次に「基本的人権を尊重する立場から、」を、「深める」の次に「とともに、当該問題の解決に向けた取組を推進する」を加える。

第3条の規定を次のとおり改める。

第3条中「推進する」を「とともに、問題解決に向けた取組の」を加える。

(提案理由)

基本的人権を尊重する立場から、拉致問題等の啓発のみならず、解決に取り組む必要があるため、本案を提出する。